

## 小松市建設工事標準請負契約に係る労働環境の確認に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小松市建設工事標準請負契約約款第7条に基づき、本市が発注する建設工事の請負契約に係る適正な履行及び労働環境の確保を図るため、受注者の労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

### (確認を行う契約)

第2条 この要領に基づき労働環境の確認を行う請負契約は、一般競争入札により契約を締結する工事請負契約で、執行予定金額が3,000万円以上のものとする。ただし、市長が契約の内容等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

### (確認の基準)

第3条 この要領に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令の規定を基準とする。

### (確認の方法)

第4条 労働環境の確認は、受注者が労働環境報告書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 労働環境報告書の提出は、当該契約の履行期限までに行うものとする。
- 3 市長は、労働環境報告書の提出を受けたときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

### (調査及び改善の指示)

第5条 前条の規定による確認の結果、市長が必要と認めた場合には、受注者に対して聞き取り等の調査を行うものとする。

- 2 市長は、受注者において労働環境の改善が必要であると判断したときは、改善すべき事項について文書により通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた受注者は、速やかに労働環境の改善を図り、その内容について市長に報告するものとする。

### (不適切な労働環境に対する措置)

第6条 前条第1項の規定による調査の結果、不適切な労働環境であると確認された場合は、市長は、関係機関への通報を行うことができるものとする。

- 2 受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、市長は小松市競争入札指名停止措置要綱（別表第2第13号）に基づく指名停止措置等を行うことができるものとする。
  - (1) 第4条に規定する労働環境報告書を提出しない場合、又は当該報告書に虚偽の記載があった場合
  - (2) 前条第2項の規定による改善の通知を受けたにもかかわらず、改善措置を講じない場合
  - (3) 前条第3項の規定による改善報告を行わない場合

### 附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札による請負契約から適用する。